

平成15年2月土壤汚染対策法が施行され調査が必要であると定められており、不動産鑑定評価書（発行：株式会社名古屋不動産鑑定所）での『土壤汚染の有無及びその状態 総評』にて「本鑑定評価に際しては、当該土壤汚染に係る要員を考慮外とする。」「なお、不動産鑑定士等の独自調査は、あくまで限られた範囲での調査に基づく汚染の有無の判定であるため、厳密に土壤汚染の有無を判定するには、別途、専門機関による土壤汚染調査等を実施することが必要である。」と記載されているにも関わらず、適切な土壤調査もせずに用地購入をしている。

環境影響評価の実施をしてから土地を購入することが一般的であり、(隣接地である中山名古屋共同発電所は事業所建設のために事前に土壤汚染調査を実施) 法的手順とも違う。現在、環境対策、周辺の影響はどのように判断しているか不明であり、判断根拠も存在していない。この様な状態でありながら、用地購入後に土壤汚染は発覚しても売主責任を免責する購入契約は不当な公金支出となり、当該地域市民への税負担増を強いるものである。

(3) 不必要に広大な用地購入

知多南部広域環境センターで予定している処理能力(283トン/日)の施設が必要とする施設面積は全国的には約8,000㎡である。しかしながら知多南部広域環境組合は事業用地を50,000.6㎡としており、不必要な用地が含まれている。施設計画が明確でなく、必要な面積が分からない段階で、事業用地50,000.6㎡とした根拠は存在していない。その為、購入した用地が交付金や地方債の対象にならない可能性がある。

(4) 液状化対策の欠如

当該地所は埋立地であり大震災時には液状化の恐れがある。この様な地所では狭い間隔で支持層まで杭を打たねばならず(50N値まで)、莫大な費用を要するにも関わらず予算計上すらされていない。このことは、本事業を完了させるに際して、当初予算の大幅超過を意味するものである。

(5) 土壤汚染発覚時の対応

当該地所にて汚染土壤が発覚した際、汚染した採掘土量約13,000トンを近隣の公益財団法人愛知臨海環境整備センター(ASEC)にて1億2千万円で処分を想定しているが、ASECでは汚染土壤は受け入れておらず処理不可能である。また、施設建設中に出た汚染土壤を当該地所内にて埋め戻し表面被覆する旨の説明がされたが、建屋建設部だけでなく敷地全部の土壤処理をしなければならず、側面・底面・表面の遮蔽をしなければならぬ。莫大な費用を要するにも関わらず、対策費の見積りすらしていない。

3 なぜ用地購入を問題にするのか

ごみ減量とごみ処理費用削減に市民は取り組んでおり、市町行政も財政再建に取り組んでいるにも関わらず、2市3町(半田、常滑、武豊、美浜、南知多)

ごみ焼却場建設に於ける知多南部広域環境組合の決定過程は公開されておらず非常に不明瞭であり、法令無視も甚だしい。そのため、知多南部広域環境組合に対して公開質問状を3回出し、都度回答をいただいた。情報公開請求にて一部情報の取得も行った。しかしながら、これらのやり取りを通じて、法令無視で、関連市町財政や住民負担をも無視した不適切な事業推進姿勢が増々明確となった。

都市計画決定もせずに用地購入、必要用地面積の何倍もの事業用地購入、決定過程の非公開など、住民を無視した知多南部広域環境組合の姿勢は甚だ遺憾であり、職務怠慢・背任行為・懲戒免職に値するものである。これらの行為は公金不正支出であり、該当市民に過大な税負担を強いるものである。

今後、広域ごみ焼却場建設にあたり多額な支出が見込まれる。その負担を少しでも軽減できるよう市民に積極的な情報公開をする組合であってほしい。

よって、法の下、住民のための適切な事業推進を求めるために住民監査請求をするものである。

4 結論

以上の観点から見て知多南部広域環境組合の姿勢は地方自治法が138条の2で「事務を誠実に管理・執行すべき義務を課している」こと、同法2条14項が事務処理にあたって「最少の経費で最大の効果を挙げるべきことを求め」地方財政法4条1項が「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小限度をこえて支出してはならない」と定めていることに鑑みれば、知多南部広域環境組合と半田市土地開発公社で結んだ用地購入は違法で無効な契約である。よって管理者はこれらの契約を解除し、法令順守の下、都市計画決定を経ての事業推進をしなければならない。また、現在の知多南部広域環境組合の各支出は違法・不当な状態での財務上の支出であるから、これらの支出を停止する措置をとる義務がある。

第2 求める措置

監査委員は管理者に対し、次の措置を講ずるよう、勧告することを求める。

知多南部広域環境組合と半田市土地開発公社で結んだ土地購入契約を解除し、都市計画決定の手順に則り事業遂行させ、違法・不当な状態での各支出を停止せよ

以上の通り、地方自治法242条1項に基づき、事実証明書を付して監査委員に対し、本請求をする次第である。

事実証明書

証拠1番	2014年2月14日	公開質問状
証拠2番	2014年2月20日	公開質問状 回答
証拠3番	2014年8月18日	議員連絡会議資料
証拠4番	2014年11月28日	公開質問状
証拠5番	2014年12月5日	公開質問状 回答
証拠6番	2014年12月26日	公開質問状
証拠7番	2015年1月14日	公開質問状 回答
証拠8番	不動産評価鑑定書（発行：株式会社名古屋不動産鑑定所）	

添付書類

事実証明書の写し 各1通

※請求書本文については、当初提出された原文のまま記載した。

※本文中、提出された資料は添付を省略した。